

津市監査委員告示第3号

令和3年3月25日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づく監査の結果を、令和3年5月11日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和3年5月13日

津市監査委員 大 西 直 彦

津市監査委員 駒 田 修 一

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 西 山 み え

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求書は、令和3年3月25日に受理した。

2 請求人の住所・氏名

住所 津市

氏名 省略

3 請求の概要

本件監査請求書、事実を証する書面及び令和3年4月16日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 主張の要旨（ほぼ原文のまま記載）

平成27年7月から令和3年2月までの間、相生町自治会長（以下「自治会長」という。）に業務委託していた津市内5地区（約190自治会）の資源ごみ（新聞、雑誌）の、これまでのすべての期間における資源物持ち去り防止パトロール事業（以下「事業」という。）の費用対効果の検証もないままに、令和3年4月1日以降、警備会社との間で、年間約200万円で業務委託を再開することは、地方自治法第2条第14項に規定される「最少の経費で最大の効果」の原則に反する措置であり、著しく裁量権を逸脱した違法行為であるから、当該事業の違法確認と、次の差し止めを勧告することを求める。

ア 平成27年7月から令和3年2月までの事業の費用対効果の検証をしないまま事業を再開してはならない。

イ 資源物持ち去り防止パトロール事業を実施した場合と実施しない場合との実地検証もないままに、事業を再開してはならない。

ウ 当該事業は、自治会長と津市幹部職員との官民癒着の検証が終わり、津市民への十分な説明が終了するまで、事業再開を凍結せよ。

(2) 主張の理由

ア 令和3年3月18日の報道によると、「相生町自治会長は、掲示板の設置に関する補助金を津市からだまし取ったとして逮捕・起訴された市内の自治会の会長が、ごみ箱の設置に関する補助金も市からだまし取っていたとして詐欺の疑いで再逮捕された。」と報じられている。

イ 自治会長の様々な不正行為は、津市の幹部職員との官民癒着の成果であり、津市の幹部職員にも応分の責任があることは、津市の報告書や津市議会の百条委員会の審議で明らかとなっているが、自治会長に

対し、当該事業の業務委託費として支払った5,169万円についての検証作業が行われていないのは、不自然極まりないものである。

津市長前葉泰幸は、事業に一定の効果があつたと弁明しているが、費用対効果の検証作業は全くなされていない。費用対効果の検証作業もないままに、相生町自治会から警備会社に変えて事業を再開することは、官民癒着の違法事業の誤魔化しであるから、事業を再開すべきではない。

ウ 事業再開には、第1に、検証作業が不可欠である。検証作業は極めて簡単である。対象9地区の資源ごみ（新聞、雑誌）の排出量（収集量）を計算し、新聞の1kg当たりの売払価格と雑誌の1kg当たりの売払価格を掛ければ、5地区の資源ごみの売払代金が算出できる。

これを試算すると、令和2年4月を例にとれば、新聞の排出量（収集量）は1万6,340kgであり、雑誌の排出量（収集量）は、2万270kgであるから、次式となる。

(7) 新聞

$$7.5 \text{円} \times 1 \text{万} 6,340 \text{kg} = 12 \text{万} 2,550 \text{円}$$

(8) 雑誌

$$3.0 \text{円} \times 2 \text{万} 270 \text{kg} = 6 \text{万} 810 \text{円}$$

(9) 合計

$$18 \text{万} 3,360 \text{円}$$

他方、津市が自治会長に対して支払った業務委託費は、1か月で80万4,650円であるから、経費が売上げをはるかに超過している。

すなわち、18万円の売上げをあげるために80万円の経費を支払っている。これを年間にすると、220万円（18万3,360円×12か月）の売上げ（推定）をあげるために724万円の経費（実額）を支払っていることになり、赤字であることは一目瞭然である。

しかも、事業の実施で、どれだけの持ち去りを防止できたかは実地検査がされていない。事業を実施しなくても、持ち去り量が少量であれば、少量の持ち去りを口実として無駄に多額の経費をかける必要はないものであり、津市幹部職員と自治会長とが癒着した官民談合の無駄事業であると評価すべきものである。

事業の効果を検証するには、一旦、廃止した事業を再開させるのではなく、1年間、事業を実施しないまま実証実験をすることである。

それをしないのは、津市幹部職員と自治会長との癒着が生んだ官民談合の無駄事業であることが露見することを防ぐための証拠隠滅事業としか言いようがない。

エ 事業の再開は、公平の原則に著しく反している。津市内の自治会数は1,000を超えるが、対象5地区（約190自治会）以外の自治会では、自治会の自主的パトロールによって資源ごみの持ち去り防止の努力がなされており、公費は使われていない。対象5地区のみを特別扱いにする合理的な理由がない。対象5地区は、ネットで持ち去りやすいという理由であれば、他の自治会のようにボックスのごみ箱の設置を津市が検討すべきことである。資源ごみの持ち去りが多いことを理由とするのは、資源ごみの価格が高騰していた平成27年当時の時代背景があつてのことであり、価格が大幅に下落した社会経済状況に適合していない事業である。

オ 2020年2月14日付け日本経済新聞は、「段ボール古紙、13年ぶり安値『古紙回収』に支障も」という見出しで、次のように報じている。

「段ボールの原料となる古紙の国内価格が一段と下がった。指標の段ボール古紙は13年半ぶりの安値になった。消費増税を背景にした消費不振で国内では日用品を中心に荷動きが停滞し、段ボール需要が落ち込んでいる。古紙の輸出先である中国は環境規制の強化や新型肺炎の影響で日本産古紙の購入を減らしており、古紙の需給が一段と緩んでいる。」

(7) 古紙問屋が回収業者から仕入れる古紙買値

- a 段ボール 5円/kg（下落は2か月ぶりで2006年10月以来の安値）
- b 雑誌 3～4円/kg
- c 新聞 6～8円/kg

(4) 関東地区主要古紙価格推移表（古紙問屋が製紙メーカーに引き渡す店頭渡し価格。令和元年12月）

- a 段ボール 18円/kg～
- b 雑誌 15円/kg～
- c 新聞 17円/kg～

このように、資源ごみの価格が暴落している現状において、事業の

再開は津市民の賛同を得られる事業ではない。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めるときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法若しくは不当な行為に当たるか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を環境部環境政策課とし、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員の陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 暫定的停止勧告について

請求人は、令和3年度事業の差し止めを主張していることから、令和3年4月1日に、法第242条第4項の規定による暫定的停止勧告の必要性について協議したが、当該事業が違法であると思料するに足りる相当な理由はなく、監査が終了するまでの間当該事業を停止すべきことを勧告するとの合議には至らなかった。

2 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、環境部環境政策課が提出した関係書類、令和3年4月16日に聴取した陳述の内容により確認した事実の概要は次のとおりである。

(1) 平成27年7月から令和3年2月までの事業について

ア 事業の目的

資源物の持ち去り行為が絶えない中で、自治会員がパトロール等に参加することにより、自治会内及び近隣地域住民のごみに対する意識の向上を目的とした。また、資源物（古紙等、金属）の持ち去りを防止することで、安全、安心な資源物の排出環境の創出を図ることとした。

イ 各年度の対象地区、契約金額

(ア) 平成27年度

a 平成27年7月

- 1 地区（敬和地区）、1 4 万 7, 4 2 0 円
- b 平成 2 7 年 8 月
 - 3 地区（敬和、養正、北・南立誠地区）、3 1 万 9, 4 1 0 円
- c 平成 2 7 年 9 月
 - 5 地区（敬和、養正、北・南立誠、新町、育生地区）、4 7 万 9, 1 1 5 円
- d 平成 2 7 年 1 0 月から平成 2 8 年 3 月まで
 - 5 地区（敬和、養正、北・南立誠、新町、育生地区）、5 7 6 万 9, 7 9 2 円
- (i) 平成 2 8 年度
 - a 平成 2 8 年 4 月
 - 3 地区（敬和、養正、育生地区）、4 6 万 5 1 2 円
 - b 平成 2 8 年 5 月から平成 2 9 年 3 月まで
 - 5 地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）、8 8 6 万 3 2 0 円
- (ii) 平成 2 9 年度
 - a 平成 2 9 年 4 月
 - 5 地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）、7 0 万 円
 - b 平成 2 9 年 5 月から平成 3 0 年 3 月まで
 - 5 地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）、8 6 6 万円
- (iii) 平成 3 0 年度
 - 5 地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）、9 4 8 万 円
- (iv) 令和元年度
 - 5 地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）、9 5 6 万 7, 9 0 0 円
- (v) 令和 2 年度
 - 5 地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）、8 4 0 万 5 4 6 円

令和 2 年度契約については、市の補助金を詐取したとして、津市が自治会長を刑事告訴したことを踏まえ、委託先としての社会的信

用を大きく低下させたとして、業務委託契約書第18条第6号の規定により、令和3年2月12日に契約を解除した。

ウ 積算内訳

各年度ともに、パトロール車出動台数1台当たりの単価×出動台数として計算する。平成30年度以降のパトロール車出動台数1台当たりの単価（税抜き）は1万4,630円であった。

エ 対象地区

資源物（古紙等、金属）の収集量の多い地区を基本として、選定地域の位置のバランスを考慮して3地区を選定し、その後近接地区を含め5地区としていた。

オ 実施方法

資源物（古紙等、金属）収集日前夜及び当日午前、2人1組を1班1車両として、最大3班体制でパトロールすることにより実施していた。

持ち去り行為を現認した場合は、速やかに警察に通報するとともに市へ連絡するとしていた。

(2) 令和3年度事業について

ア 事業の目的

環境部環境政策課は、自治会委託のパトロールにより持ち去り行為者の通報件数は減少しており、一定の効果があつたといえるものの、持ち去り行為はなくなっていないことから、津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例（以下「条例」という。）第16条の2の規定に基づき、市職員が持ち去り行為を行わないよう命じることで、持ち去り行為を取り締まることの補完業務として、次のとおり、新たに資源物持ち去り防止取締支援事業に係る予算措置を行った。

イ 令和3年度当初予算額

193万6,000円

ウ 積算内訳

他市で実績のある警備会社からの見積徴取により、2人乗車1台3時間あたりの費用は約2万円（税抜き）である。

よって、1回2台出動、月4回程度、期間が5月から3月までの11か月で積算すると、

2万円×2台×4回×11か月×1.1=193万6,000円と

なる。

エ 事業の概要

(ア) 対象地域

津市全域を対象とする。その中で、これまでに持ち去り行為者の目撃情報が多い人口密集地域を設定する対象地域とする。

(イ) 実施回数

目撃情報から必要に応じて随時実施する。平均して月4回程度とする。

(ウ) 実施方法

取締日は、各地域の金属ごみ又は資源ごみ（新聞・雑誌）の当日あるいはその前日とする。

市職員が取締日に、これまでに持ち去り行為の目撃情報があった地域のごみ一時集積所付近で待機すると同時に、警備会社の職員が当該地域の巡回を実施する。

a 市職員

持ち去り行為の目撃情報があったごみ一時集積所付近で待機し、持ち去り行為を確認する。持ち去り行為者が持ち去り行為を認めるときは、直ちに管轄の警察署に連絡し、現場への出動を要請する。

b 警備会社の職員

ごみ一時集積所の巡回を2班に分かれて実施し、持ち去り行為者を発見した際は、随時市職員に連絡する。

(エ) 実施体制

2人1台を基本とする。市職員が4班体制（2人1台、車4台）、警備会社が2班体制（2人1台、車2台）で、1回の取締りを計12人体制で実施する。

(オ) 実施時間

前日は午後6時から午後10時まで、当日は午前6時から午前10時までの4時間を基本とする。

(カ) 業務に係る車両

市は、1日4台の公用車を準備する。警備会社は、1日2台の会社名が記載された専用車両を準備する。

3 結論

監査の結果、本件監査請求について、次のとおり判断した。

(1) 本件監査請求の適法性に係る判断

ア 適法な監査請求であると判断したもの

令和3年度執行予定の事業を対象とした請求については、住民監査請求の対象とする財務会計行為に係るものであることから、適法な監査請求であると判断したので、監査の対象とした。

イ 不適法な監査請求であると判断したもの

平成27年7月から令和3年2月までの事業を対象とした請求については、請求人は当該事業そのものの違法確認を求めているのであって、住民監査請求の対象となる財務会計行為の違法性・不当性が具体的に特定されていないため、不適法な監査請求であると判断したので、監査の対象外とした。

(2) 適法な監査請求に係る判断

適法な監査請求に係る請求人の主張は、認めることができないものと判断した。

4 結論に至った理由

(1) 平成27年7月から令和3年2月までの事業の違法性について

請求人は、自治会長がごみ箱設置に関する補助金を市からだまし取ったとして、詐欺の疑いで再逮捕されたことを理由に、当該事業も津市の幹部職員と自治会長との官民癒着によるものとして、著しく裁量権を逸脱した違法行為であると主張する。

しかし、本件監査請求の対象となる財務会計行為は、令和3年執行予定の事業であり、令和3年2月までの委託契約とは別個の委託契約として監査するのが相当である。

また、令和2年度の委託契約については、令和3年2月に契約解除されており、令和3年度事業は、事業内容を見直した上での新たな契約行為となることから、平成27年7月から令和3年2月までの事業の違法性の存否は、本件監査に影響するものではない。

(2) 令和3年度事業の違法性について

請求人は、資源ごみ（新聞、雑誌）の売払代金と委託料の比較により、事業が赤字であること、対象5地区を特別扱いしてきた合理的な理由がないこと、これまでの官民談合の無駄事業が露見することを防ぐための証拠隠滅事業であることを理由として、令和3年度事業の違法性を主張

している。

確かに、請求人が主張するように、資源ごみの持ち去りを防止して得られる売払代金と事業委託料を比較すれば、赤字となることは明らかであるが、これは事業を一側面から見ていないこと、歳入確保が目的の事業ではないことから、赤字であるからと言って、違法な事業であるとは言えない。

また、令和3年度事業は、市職員が条例第16条の2の規定に基づき、条例違反者に禁止命令を発し、資源ごみの持ち去り行為取締りの補完業務を目的として、令和3年第1回市議会定例会における予算審議を経て事業を実施しようとするものであり、条例遵守のために必要な施策については、市長に与えられた裁量的な政策判断の問題であって、確認した事実の概要等から判断すると、政策的・技術的な裁量権を明らかに逸脱した違法なものと言うこともできない。

(3) 結論

以上のことから、令和3年度事業について、裁量権を著しく逸脱した違法性は認められず、請求人が主張する事業の差し止めは必要ないものと判断する。

第4 意見

市と元自治会長の間には、様々な不適切な関係が明らかにされ、資源物持ち去り防止パトロール事業は令和3年2月に委託先としての社会的信用を大きく低下させたと判断して、資源物持ち去り防止パトロール事業の契約解除に至った。その後、元自治会長は補助金をだまし取った詐欺の容疑で逮捕・起訴に至ることとなったが、各種報道等により市に対する市民からの信用を大きく損ねることとなった。

令和3年度事業の差し止めの必要はないものと判断したが、平成27年7月から令和3年2月までの事業における契約の実績確認等実施方法についても様々な疑惑が生じているため、市民に理解を得られる説明を尽くした上で、事業を実施されたい。

以上